

4 補助要件チェック表

※各要件の詳細については、「宇都宮市東京圏通勤・通学支援補助金 交付要綱」を御確認ください。

< 共通事項 >

- ☐ 通勤・通学者が補助期間の終了後3年間、引き続き宇都宮市に居住する意思を有している
(本補助金の交付決定日から3年以内に市から転出した場合は補助金を返還していただきます)
- ☐ 通勤・通学者が市に住民登録を行っている
- ☐ 通勤・通学者が属する世帯等が自治会に加入している
- ☐ 通勤・通学者及びその世帯員等の同居者が市税を滞納していない
- ☐ 通勤・通学者及びその世帯員、同居者が暴力団若しくは暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でない

(参画・協力)

- ・ 宇都宮市A I 自動応答サービス「教えてミヤリー」への登録及び配信設定
- ・ 市及び関係団体が発信する公益的な情報の把握及びSNS等における発信
- ・ その他移住定住の促進に向け、市及び関係団体が実施する事業

▼教えてミヤリーへの登録



< 通勤 >

- ☐ 東京圏の企業等に新幹線利用を含む定期券を利用し、週の勤務日の過半以上東京圏に通勤している(当該企業等の雇用保険の被保険者である従業員に限る)
- ☐ (新卒者以外) 令和5年4月1日以降に本市に転入している、かつ、市に転入する直前に連続して1年以上東京圏に居住している
- ☐ (新卒者) 申請日の属する年度の末日において、学校等の卒業見込み、又は卒業後3年以内の者で、29歳以下である
- ☐ 法人、その他の団体と雇用(労働契約法(平成19年法律第128号)に基づく労働契約を締結している
- ☐ (新卒者以外) 本市の定める「居住誘導区域」、「高次都市機能誘導区域」、「都市機能誘導区域及び地区計画区域」、「市街化調整区域」に居住している
- ☐ 本補助金の申請前5年以内に、移住支援金の申請者として支援金の交付を受けていない

(お問い合わせ) 宇都宮市 都市ブランド戦略課

☎ 028-632-2115

< 通学 >

- ☐ 東京圏の学校等※に新幹線利用を含む定期券を利用して通学している
※学校等…本補助金の交付を受けようとする者が、もっぱら通学より教育を受ける施設であって、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校のうち、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校及び第124条に規定する専修学校(一般課程を除く)、第134条に規定する各種学校のうち、高等学校相当として文部科学省の指定を受けた外国人学校をいう。(小学生は定期券でなくとも可)
- ☐ 補助金の交付申請時点で30歳に到達していない

「よくある質問集」や「申請書類」は市ホームページに掲載中！
申請前に確認するコト！(▽)



宇都宮市マスコットキャラクター
ミヤリー



宇都宮市 なら東京圏に 新幹線で通えます 補助金

(宇都宮市東京圏通勤・通学支援補助金)

1 補助額

新幹線定期券購入に係る自己負担額の1/3
上限額10,000円/月(通勤手当等を除く)

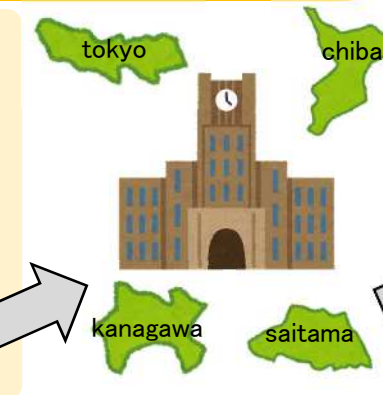
2 補助対象者

- (1) 令和5年4月1日以降に宇都宮市へ移住し、東京圏に通勤する方
 - (2) 宇都宮市から東京圏に通勤する新卒者
 - (3) 宇都宮市から東京圏に通学する学生等(小学校～大学等)
- ※東京圏…埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県

※その他、要件有
(4ページ参照)

3 費用比較(大学生の場合)

(1) 下宿生



(2) 自宅生



家賃によって支出がより多く…

【参考】1か月の生活費の比較(全国平均)

(1) 下宿生	生活費合計	(2) 自宅生
131,720円		86,980円
5,050円	交通費	27,320円※1
26,110円	食費	14,340円
56,090円	居住費	600円
44,470円	日常費、電話代等	44,720円

(出典) 全国大学生生活協同組合連合会「第60回学生生活実態調査」(R7.2)

※1…宇都宮市から東京駅へ在来線で通学した場合の定期代(3か月定期購入時の1か月分料金で計算)

※2…宇都宮市から東京駅へ新幹線で通学した場合の定期代(3か月定期購入時の1か月分料金で計算)

東京駅まで新幹線で通学した場合

生活費合計
134,936
(交通費)75,276円※2
(食費等)自宅生と同様

1万円補助

生活費合計
124,936円

下宿するよりも生活費が抑えられるよ！



『よくある質問集（抜粋版）』

- Q 1 在来線で東京圏に通勤（通学）しているが、補助の対象となるか**
A 1 補助の“対象外”となります。
在来線と新幹線を併用している場合は対象となります。
- Q 2 新幹線を利用して東京圏に通勤（通学）しているが、定期券の購入ではなく、都度、特急券を購入している。補助の対象となるか**
A 2 補助の“対象外”となります。
定期券の購入及びその証明が必須の要件となります。ただし、小学生については、新幹線の定期券がないことから、証明方法が異なりますので、別途、事務局にお問い合わせください。
- Q 3 新幹線を利用し、東北方面に通勤（通学）しているが、補助の対象となるか**
A 3 補助の“対象外”となります。
東京圏（東京都、千葉県、神奈川県、埼玉県）に通勤（通学）している方のみが補助制度の対象となります。
- Q 4 副業に伴う通勤や、学習塾に通うために新幹線利用を含む定期券を購入した場合、補助の対象となるか**
A 4 補助の“対象外”となります。
通勤者については、企業等の雇用保険の被保険者である従業員
通学者については、学校教育法に規定される学校、専修学校（一般課程を除く）等に通学する学生が対象となります。
- Q 5 以前より宇都宮市に住み、東京圏に新幹線を利用して通勤（通学）しているが、補助の対象となるか**
A 5 通学者については、以前より宇都宮市にお住まいの方も補助の対象となりますが、通勤者については、令和5年4月1日以降に宇都宮市に移住した方が補助制度の対象となりますので御注意ください。
（申請日の属する年度の末日において、学校等の卒業見込み、又は卒業後3年以内の者で、29歳以下であり、東京圏に通勤する「新卒者」についてはこの限りではありません）

本制度は移住や定住を促進するための施策として構築し、本市に住み続ける行動変容を促すことを目的としていることから、御理解ください。
- Q 6 定期券を購入した証明書（定期券の券面の写しや領収書など）を保管していないが、通勤（通学）期間の証明書を添付することで補助の申請を行うことは可能か**
A 6 定期券を購入した証明書がない場合、申請の受付はできません。
- Q 7 「定期券を購入したことが分かる証明書」として、クレジットカードの利用明細書を提出することは可能か**
A 7 定期券を購入したことが分かるクレジットカードの利用明細書であれば提出いただくことが可能です。その場合には、利用したクレジットカードの表面の写しなど、クレジットカードの番号や所有者名が分かる資料、ご申請される定期券と同金額・同期間の定期券の写し（現在使用中の定期券の券面の写し）等を併せて御提出ください。

- Q 8 何年間補助制度を利用することができるのか**
A 8 通勤者については最大3年間（初回申請から連続した3年間）、
通学者については学校等が定める修業年限を超えない範囲で申請いただくことが可能です。
- Q 9 定期券購入前に申請することができるのか。また、定期券更新の都度申請が必要なのか**
A 9 定期券の有効期限の最終日以降、同最終日が属する年度末までが申請期間となるため、定期券購入前に申請することはできません。
また、定期券を購入した証明書を保管いただける場合、年度末に1年分の申請をいただくことが可能です。
- Q 10 本補助制度と他の補助制度は併用できるのか**
A 10 「若年夫婦、子育て世帯及び新卒採用者等家賃補助金」や「マイホーム取得支援事業補助金」など、他の補助制度を併用いただくことが可能です。
ただし、本補助制度の申請前5年以内に「移住支援金」の申請者として支援金の交付を受けている場合には、本補助制度を利用いただくことはできません。
- Q 11 補助制度は先着順なのか**
A 11 申請をいただいた方から順次、補助金の交付を行います。
申請いただいた全ての方に対し、補助金の交付を行えるよう、可能な限り、財源の確保に努めていきたいと考えておりますが、本事業については、予算に上限があることから、補助要件を満たしていても補助を御利用できない可能性もありますので御了承ください。
- Q 12 大学在学期間に補助制度を利用していたが、卒業後、遠方での就職が決まり、市外へ転出することになった。補助制度を返還する必要があるのか**
A 12 本補助金の交付決定日から3年以内に市から転出した場合本補助金を返還いただきます。
ただし、就職後、遠方への転勤を命ぜられた場合など、やむを得ない事情がある場合はこの限りではないことから、転出する際には、事前に事務局へ御相談ください。

申請時に必要な主な書類

※下記のほか、審査に必要な事項を記載した書類の提出をお願いする場合があります。

補助対象者	(1) 移住者	(2) 新卒者	(3) 大学生等 ※18歳未満の場合は保護者による申請が必要
必要書類 (共通)	☐ 申請書兼請求書（様式第1号） ☐ 自治会加入宣誓書（様式第3号） ☐ 定期券を購入したことが分かる資料（下記の①～④のいずれかを提出） ①定期券の写し ②定期券購入履歴（鉄道会社が作成したもの） ③モバイル suica「ご利用明細書」 ④モバイル suica「基本情報」及び「suicaの詳細」 ☐ マイナンバーカード表面等本人確認書類の写し ※保護者が申請者となる場合、申請者の本人確認書類の写しも提出 ☐ 本補助金の振込先の預金通帳の写し		
必要書類 (個別)	☐ 本市転入直前の1年間の居住地に係る証明書（住民票の除票又は戸籍の附票） ☐ 就業証明兼交通費等支給証明書（様式第4号）	☐ 学校等を卒業又は修了したことを証する書類 ☐ 就業証明兼交通費等支給証明書（様式第4号）	☐ 在学することを証する在学証明書 ☐ 【小学生の場合】通学経路証明書（様式第2号）

※ 同一年度内の2回目以降の申請かつ申請者名、住所、口座番号や通勤・通学経路等の基本情報に変更がない場合は、申請書兼請求書（様式第1号）及び定期券の写しのみの提出で、申請が可能です。